

令和7年度

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金等の事務手続きのスケジュール^{※1}

項目	回次			
	第1回	第2回	第3回	第4回
面接	計画申請期限までに随時			
国予算	R7当初・R6補正			
計画申請 ^{※2} 〔対象者→農林〕	農林事務所が定めた期日までに提出			
写し送付 ^{※3} 〔農林→農業ビジネス課〕	6月4日（水）	8月26日（火）	10月28日（火）	1月5日（月）
審査会	6月18日（水） 午後	9月9日（火） 午後	11月11日（火） 午後	1月19日（月） 午前
計画承認 令達申請 ^{※4}	6月下旬	9月中旬	11月下旬	1月下旬
交付説明	計画承認以降に随時			
交付申請 交付決定	7月	9～10月	12月	2月
請求・交付	7～8月	9～10月	12月～1月	2～3月

※1 状況により変更する場合があります。

※2 申請された研修計画の受理は、県が全国農業会議所からの交付決定後（又は交付決定前着手届の提出後）に行います（事務手続きの手引きより）。

※3 農林事務所が申請を受ける場合。

※4 令達申請後、約1週間で令達されます。令達依頼を農業ビジネス課宛て送付する際、計画承認の写し（変更した場合も含む）を提出いただくようお願いします。令達は全国農業会議所からの資金交付後になります。